

茨城県報

号外第299号

昭和58年12月1日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●字区域の変更(2件)(地方課)	1
●土地改良事業の工事完了(農地管理課)	2
●土地改良区役員の就退任(7件)(土地改良事務所)	3
(公安委員会)	
●緊急自動車の指定及び取消し	10

告 示

茨城県告示第1613号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、竜ヶ崎市長から土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業に伴い市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

この字区域の変更は、昭和58年12月2日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

字光順田 1450から1455まで、1456の1、1456の2、1457から1519まで、1520の1から1520の4まで、1521から1545まで、1546の1から1546の4まで、1547から1557まで、1558の1、1558の2、1559から1569まで、1582から1590まで、1591の1、1591の2、1592、1593の1、1593の2、1594から1596まで、1597の1から1597の3まで、1598から1627まで、1628の1、1628の2、1629、1630、1631の1、1631の2、1632から1635まで、1636の1から1636の3まで、1637から1652まで、1653の1、1654の1、1655の1、1655の2、1656の1、1656の3、1657の1、1658の1、1659、1660の2、1661の2、1662の2、1663の1、1664の1、1665の1、1666の1、1667の1、1668の1、1669、1670の1、1671の1、1672の1、1673の1、1701の3

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部並びに字古城3192の2、3192の5、3192の7、3196、3197の1、3198の1に隣接する水路及び字古城3198の2地先の水路の全部を緑町(ミドリチョウ)に変更

茨城県告示第1614号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、岩井市長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和58年12月2日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字大口字北原 476の1, 476の2, 477から481まで, 482の1から482の3まで, 483から485まで, 515, 516, 518

〃 字北原下 517, 519から533まで

〃 字浅間下 506の1から506の3まで, 507から511まで, 511の1, 512から514まで, 610から612まで, 612の1, 613, 614, 615の1, 615の2, 616から624まで, ⁶²⁵₆₂₆)

〃 字吹上下 534から542まで, 543の1, 544, 545の1, 546, 547の1, 589, 593, 594の1, 594の2, 596から603まで, 605から609まで

〃 字吹上 1938から1942まで, 1946の1, 1946の2, 1948の1から1948の3まで, 1949から1958まで, 1959の1, 1959の2, 1960から1963まで, 1967, 1968の1, 1968の2, 1969から1976まで, 1977の1, 1977の2, 1978, 1980, 1982から1984まで, 1986, 1987, 1990から1995まで, 1997, 1998の1から1998の7まで

〃 字田向 2002から2005まで, 2011から2019まで, 2020の1, 2020の2, 2021, 2022, 2025, 2026, 2030から2032まで, 2034から2038まで, 2068の2, 2070の2, 2070の5, 2153から2168まで, 2171から2195まで

〃 字小矢 2084から2086まで, 2149, 2151, 2152

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字大口字香取前に変更

茨城県告示第1615号

昭和55年1月2日付けで, 事業計画確定した県営奥山地区土地改良事業については, 昭和57年3月31日をもって工事が完了したので, 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公示する。

昭和58年12月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1616号

東茨城郡常澄村大字大場2803番地に事務所を置く東大場土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県水戸土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常澄村大字下入野1606	理 事	根 矢 重 幸	
" " 大字大場4203	"	川 崎 一 男	
" " " 1098	"	大 場 太 一	
" " " 2499	"	飛 田 弥衛門	
" " " 2045	"	入 野 耕 三	
" " 大字森戸269の2	"	林 氏 平	
" " 大字秋成355	"	柳 瀬 幸 村	
水戸市元石川町540	"	郡 司 三 好	
" " 1579	"	栗 原 甚一郎	
東茨城郡常澄村大字大場131の2	監 事	大 内 清 義	
" " 大字下入野68	"	上 田 敏 行	
水戸市元石川町1907	"	高 場 義 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常澄村大字下入野1606	理 事	根 矢 重 幸	
" " 大字大場1092	"	大 場 清	
" " " 131の2	"	大 内 清 義	
" " " 1939	"	飛 田 庄	
" " " 1667	"	大 場 守	
" " 大字森戸269の2	"	林 氏 平	
" " 大字秋成232	"	森 野 公 明	
水戸市元石川町1579	"	栗 原 甚一郎	
" " 908	"	郡 司 正 元	
東茨城郡常澄村大字下入野68	監 事	上 田 敏 行	
" " 大字大場4589	"	川 崎 一 彦	
水戸市元石川町383	"	皆 川 久 男	

茨城県告示第1617号

久慈郡里美村大字大中1653番地に事務所を置く里美村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久保田 達 哉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡里美村大字折橋1211	理 事	佐 川 治 平	
" " " 422	"	佐 川 正 中	
" " " 882	"	吉 沢 信 次	
" " " 434	"	佐 川 章	
" " " 1170	"	佐 川 光 明	
" " 大字小妻579	"	高 倉 正 男	
" " " 1636	"	豊 田 明	
" " " 1230	"	星 野 健 藏	
" " 大字徳田616の1	"	飯 田 利 夫	
" " " 377	"	大 森 茂 光	
" " 大字小中121	"	井 坂 勝 男	
" " " 1422	"	板 谷 一 郎	
" " " 945	"	大 金 順 一	
" " " 561	"	高星 治吾衛門	
" " " 187	"	井 坂 紀 一	
" " 大字大中1884	"	石 川 作 造	
" " " 527	"	菊 池 利 夫	
" " " 1231	"	高 星 廣 喜	
" " " 1525の2	"	荒 蒔 孝 三	
" " 大字小菅554	"	星 野 靖	
" " " 1094の3	"	藤 田 昇	
" 水府村大字上高倉2292	"	井 上 清 一	
" 里美村大字徳田 ³⁸⁶ ₃₈₇	監 事	大 森 伝之進	
" " 大字小菅961	"	中 野 彰	
" " 大字小中1415	"	佐 川 詮	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡里美村大字折橋1211	理 事	佐 川 治 平	
" " " 434	"	佐 川 章	
" " " 422	"	佐 川 正 中	
" " " 1170	"	佐 川 光 明	
" " " 882	"	吉 沢 信 次	
" " 大字徳田616の1	"	飯 田 利 夫	
" " " 377	"	大 森 茂 光	
" " 大字小妻579	"	高 倉 正 男	
" " " 1636	"	豊 田 明	
" " " 1230	"	星 野 健 藏	
" " 大字小中121	"	井 坂 勝 男	
" " " 1422	"	板 谷 一 郎	
" " " 945	"	大 金 順 一	
" " " 561	"	高星 治吾衛門	
" " " 187	"	井 坂 紀 一	
" " 大字大中1884	"	石 川 作 造	
" " " 239	"	菊 池 士	
" " " 1231	"	高 星 廣 喜	
" " " 1525の2	"	荒 蒔 孝 三	
" " 大字小菅554	"	星 野 靖	
" " " 1094の3	"	藤 田 昇	
" 水府村大字上高倉2292	"	井 上 清 一	
" 里美村大字小中1415	監 事	佐 川 詮	
" " 大字徳田 ³⁸⁶ ₃₈₇	"	大 森 伝之進	
" " 大字小菅950	"	中 野 満 壽	

茨城県告示第1618号

東茨城郡美野里町大字竹原に事務所を置く石岡台地土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩間町大字上郷2579	理 事	宮 本 十四男	

茨城県告示第1619号

新治郡八郷町大字柿岡2009番地の3に事務所を置く上根土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字吉生897の1	理 事	鈴 木 操	
" " " 1562	"	岡 崎 進	
" " " 1428	"	坂 本 昭 一	
" " " 1658	"	鈴 木 仁 一	
" " " 1509	"	鈴 木 直 一	
" " " 2019の2	"	須 藤 房 男	
" " " 1396	"	駒 場 千 里	
" " " 873	監 事	生田目 幸 太	
" " " 1962	"	岡 崎 正	
" " " 2028	"	須 藤 喜 右	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字吉生897の1	理 事	鈴 木 操	
" " " 2234	"	内 田 敏 秋	
" " " 1896	"	岡 崎 平	
" " " 1395	"	駒 場 利 満	
" " " 1429	"	橋 本 藤 男	
" " " 1480	"	橋 本 洋	
" " " 1123	"	菊 地 一 郎	
" " " 1116	監 事	菊 地 壽	
" " " 2625	"	藤 田 幸 一	
" " " 873	"	生田目 幸 太	

茨城県告示第1620号

新治郡八郷町大字柿岡2009—3番地に事務所を置く両桁土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県土浦土地改良事務所長 安 達 敏 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字瓦谷2781	理 事	岡 野 弘	
" " " 1654	"	奥 村 重 雄	
" " " 1651	"	奥 村 忠	
" " " 2500	"	鈴 木 敏	
" " " 2377	"	池 田 文 夫	
" " " 3342—1	"	大 塚 幸 喜	
" " " 336—2	"	石 田 安 雄	
" " " 2188	"	山 崎 亮	
" " " 2374	"	川 田 正	
" " 大字中戸576	"	浅 野 農夫雄	
" " " 1117	"	大 圖 定 男	
" " 大字瓦谷2338	"	谷 嶋 貞 夫	
" " " 2603	"	平 塚 正 雄	
" " 大字中戸546	監 事	大 圖 一 彌	
" " 大字瓦谷2378	"	長谷川 恒 夫	
" " " 2283—1	"	鈴 木 修 照	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡八郷町大字瓦谷2781	理 事	岡 野 弘	
" " " 1654	"	奥 村 重 雄	
" " " 1651	"	奥 村 忠	
" " " 2608	"	山 崎 實	
" " " 2500	"	鈴 木 敏	
" " " 2313	"	稲 田 一 郎	
" " " 2376	"	藤 井 昭 喜	
" " " 3428	"	石 田 祐 三	

"	"	大字中戸847	"	大 山 義 男
"	"	" 546	監 事	大 圖 一 彌
"	"	大字瓦谷2602	"	平 塚 正 雄
"	"	" 2835	"	長谷川 恒 夫

茨城県告示第1621号

真壁郡大和村大字羽田に事務所を置く大和村西土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月 1 日

茨城県下館土地改良事務所長 飛 田 清 実

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡大和村大字高久628の1	理 事	飯 島 武 夫	
" " " 397	"	飯 島 文 六	
" " " 226の1	"	飯 島 正一郎	
" " " 1674	"	増 淵 純 一	
" " " 1683	"	増 淵 孔 伯	
" " 大字大国玉2125の1	"	猪 野 藤 重	
" " " 1941	"	猪 野 栄	
" " " 638の1	"	藤 田 好	
" " " 647の1	"	篠 原 清	
" " " 1845の1	"	広 瀬 俊 雄	
" " " 3832の1	"	安 達 昇 一	
" " " 4054の2	"	角 田 信	
" " " 2875	"	高 橋 満	
" " " 2767	"	枝 盛 市	
" " 大字高森841の1	"	中 野 静 治	
" " 大字大国玉602の3	監 事	角 田 白	
" " " 2287	"	相 沢 六兵衛	
" " " 3310の1	"	鈴 木 喜一郎	
" " 大字高久469	"	増 淵 賛	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡大和村大字高久628の1	理 事	飯 島 武 夫	

"	"	"	397	"	飯 島 文 六
"	"	"	243の 1	"	飯 島 正一郎
"	"	"	1674	"	増 淵 純 一
"	"	"	1683	"	増 淵 孔 伯
"	"	大字大国玉2125の 1	"	猪 野 藤 重	
"	"	"	1941	"	猪 野 栄
"	"	"	638の 1	"	藤 田 好
"	"	"	647の 1	"	篠 原 清
"	"	"	1845の 1	"	広 瀬 俊 雄
"	"	"	3832の 1	"	安 達 昇 一
"	"	"	3344の 1	"	石 塚 忠 一
"	"	"	3474の 2	"	安 達 富 夫
"	"	"	2125の 1	"	金 敷 芳 久
"	"	大字高森841の 1	"	中 野 静 治	
"	"	大字大国玉602の 3	監 事	角 田 白	
"	"	"	2287	"	相 沢 六兵衛
"	"	"	3310の 1	"	鈴 木 喜一郎
"	"	大字高久469	"	増 淵 響	

茨城県告示第1622号

岩井市大字法師戸321番地の2に事務所を置く七郷中川土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和58年12月1日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字矢作486	理 事	深 津 孝	
" " 996の1	"	米 島 貞 夫	
" " 1896	"	富 山 要次郎	
" " 1712	"	富 山 定 一	
" " 1694	"	富 山 芳一郎	
" 大字法師戸256	"	飯 田 敬 二	
" " 376	"	田 村 建	
" 大字矢作3253の2	"	青 木 由 男	

"	大字大崎101	"	椎 名 正 賢
"	大字薙打700	"	荒 井 忠 吉
"	" 662	"	小 川 正 雄
"	" 1520の 1	"	山 崎 晟
"	大字矢作2938	監 事	磯 山 政 雄
"	" 2049の 2	"	富 楽 義 雄
"	大字薙打584	"	荒 井 宗 八
"	" 423の 1	"	栗 原 誠

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字矢作751	理 事	張 谷 侗	
" " 996の 1	"	米 島 貞 夫	
" " 2064の 2	"	小 菅 貞 治	
" " 2236の 2	"	富 山 定 二	
" " 1694	"	富 山 芳一郎	
" 大字法師戸376	"	田 村 建	
" " 256	"	飯 田 敬 二	
" 大字矢作3488	"	坂 正 夫	
" 大字大崎1101	"	椎 名 正 賢	
" 大字薙打700	"	荒 井 忠 吉	
" " 662	"	小 川 正 雄	
" 大字小山2420	"	小 川 一 一	
" 大字矢作498	監 事	茂 呂 由次郎	
" " 3253の 2	"	青 木 由 男	
" 大字薙打423の 1	"	栗 原 誠	
" " 614	"	山 崎 昇	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第39号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定及び取消しを行つたので公示する。

昭和58年12月 1 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1602	土浦88せ 1280	ニッサン・58年式	水 防 用	建設省下館工事事務所
1603	水戸88す 2307	〃 〃	警察責務遂行用	茨 城 県 警 察 本 部
1604	〃 2308	〃 〃	〃	〃
1605	〃 2309	〃 〃	〃	〃
1606	水戸88せ 1618	ト ヨ タ・58年式	〃	〃
1607	〃 1619	〃 〃	〃	〃
1608	45 — 3238	〃 〃	自 衛 隊 用	航空自衛隊 百里基地司令

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	所有者又は名称	指 定 日 年 月 日	告示番号
574	茨 88 せ 488	ニッサン・ 46年	茨 城 県 警 察 本 部	46. 8. 16	18
698	〃 1361	ト ヨ タ・ 48年	茨 城 県	48. 7. 16	25
701	〃 1364	〃 〃	〃	〃	〃
703	〃 1366	〃 〃	〃	〃	〃
705	〃 1368	〃 〃	〃	〃	〃
746	茨 88 す 1692	〃 49年	〃	49. 3. 4	5
748	茨 88 せ 1680	ニッサン・ 49年	茨 城 県 警 察 本 部	49. 3. 14	8
803	茨 88 す 1925	〃 〃	〃	49. 7. 29	34
838	〃 2268	ト ヨ タ・ 50年	〃	50. 4. 17	16
871	茨 88 せ 2490	ニッサン・ 50年	茨 城 県	50. 12. 8	48
893	茨 88 す 2707	ト ヨ タ・ 51年	茨 城 県 警 察 本 部	51. 3. 29	13
894	〃 2708	〃 〃	〃	〃	〃
911	茨 88 せ 2834	ニッサン・ 51年	茨 城 県	51. 9. 6	32
1010	〃 3572	ト ヨ タ・ 48年	茨 城 県 警 察 本 部	53. 4. 24	14
1356	茨 56 と 1806	トヨペット・50年	茨 城 県	56. 4. 9	16
1358	茨 56 ぬ 9417	マークⅡ・ 51年	茨 城 県 警 察 本 部	〃	〃
829	45 — 3006	ト ヨ タ	航空自衛隊 百里基地司令	50. 4. 1	

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所